

表2 大阪医科大学事件の最高裁判決のポイント

争点	①制度の性質・目的・趣旨	② 職務の 内容	③ その他 の事情	結論
賞与	労務の対価の後払いや一律の功労報奨、将来の労働意欲の向上などの趣旨を含み、正職員の人材確保やその定着を図るなどの目的を有する ➡②③を踏まえて結論を出す	一定の相違あり	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象者の正職員は、配置見直しにより大幅に減少 契約職員、正職員への登用制度が存在 	不合理と判断できない
私傷病による欠勤中の賃金	長期雇用を期待される正職員の生活保障を図るとともに、その雇用を維持し確保するという目的 ➡長期雇用を予定していないアルバイト職員には当てはまらない	一定の相違あり	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象者の正職員は、配置見直しにより大幅に減少 契約職員、正職員への登用制度が存在 	不合理と判断できない